

岩手県告示第314号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和7年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市川又柳平及び同市上田並びに滝沢市野沢
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年4月17日から同年6月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量、地形測量及び路線測量